第四十一条の三の二第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「居住者」を「個人」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「又は前項」を「、第七項」に、「には、」を「又は前項の多世帯同居改修住宅借入金等には、」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等」を「、当該断熱改修住宅借入金等又は当該多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8　個人が、当該個人の居住用の家屋の増改築等（以下この項及び第十項において「住宅の増改築等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。）を平成二十八年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」という。）において当該住宅の増改築等に係る多世帯同居改修住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第五項、同条第二項及び第六項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

9　前項に規定する増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて当該家屋につき特定多世帯同居改修工事等を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項において「特定工事」という。）で当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

10　第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等とは、当該個人の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）をいい、第八項に規定する特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額とは、当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額をいう。

第四十一条の五第六項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項第一号中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第三十三条第三項第一号」を「同条第一項」に改め、「第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加え、同条第八項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第七十条第一項」に改め、同条第十六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第四十一条の五の二第六項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項第一号中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第三十三条第三項第一号」を「同条第一項」に改め、「第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加え、同条第八項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第七十条第一項」に改める。

第四十一条の八第一号イ中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、「定める者を除く」の下に「。第三号イにおいて「平成二十七年度対象者」という」を加え、同号ロ中「政令で定める日」を「平成二十八年一月一日」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、「定める者を除く」の下に「。第三号ロにおいて「平成二十八年度対象者」という」を加え、同条第二号中「次に掲げる」を「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める」に改め、同号イ及びロを削り、同条に次の一号を加える。

三　低所得である高齢者等への支援等の観点から給付される次に掲げる給付金

イ　平成二十七年度対象者のうち、平成二十八年三月三十一日において六十四歳以上である者に対して給付される財務省令で定める給付金

ロ　平成二十八年度対象者のうち、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十五条第二号に掲げる障害基礎年金又は同条第三号に掲げる遺族基礎年金を受けている者その他の財務省令で定める者（イに掲げる給付金の支給を受ける者を除く。）に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の十三の三第七項第四号中「締約者」の下に「その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国」を加える。

第四十一条の十四第一項第一号中「ものをいう」を「もの（同条第二十三項に規定する商品先物取引業者を相手方として行うものに限る。）をいう」に改め、同項第二号中「ものをいう」を「もの（第三十七条の十二の二第二項第一号に規定する金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方として行うものに限る。）をいう」に、「同条第二十四項」を「同法第二条第二十四項」に改める。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「第二百三条の五第九項」を「第二百三条の五第十項」に改める。

第四十一条の十七の次に次の一条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）

第四十一条の十七の二　医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。次項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。次項において同じ。）の使用を推進する観点から、居住者が平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行つているときにおけるその年分の所得税法第七十三条第三項に規定する医療費控除については、その者の選択により、同条第一項中「各年」とあるのは「平成二十九年から平成三十三年までの各年」と、「医療費を」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般用医薬品等購入費を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千円」と、「二百万円」とあるのは「八万八千円」として、同項の規定を適用することができる。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項（租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項の規定を適用する場合を含む。）」とする。